広報にいつ
発行所 新津市役所
発行人 鹿田繁雄
電話 代表550番
印刷所 東洋舘印刷所
毎月一回発行

市長選挙は6月18日

告示は6月8日

市議の補欠選挙も 有権者三万二千三百人 みんなそろって投票へ

前号でお知らせしたとおり、任期満了による新津市長選挙と市議補欠選挙を六月八日告示、同十八日に執行いたします。今回の選挙には、よい新津市を建設するために、市民のひとり一人が参加し、その責任を分担するという重大な意義があります。農繁期も一段落する時期ですし、日曜日でもありますので、有権者のすべてが投票されるよう望んでいます。

今回の選挙の有権者数は、昨年十二月二十日現在における選挙人名簿確定登録数でみますと

男 一五、〇七五人
女 一七、二六九人
計 三二、三四四人

となっております。前回の昭和三十二年六月市長選挙当時の三万八百三十六人からみますと一千六百九人ふえています。

なお三十二年の投票率は八四・四一%でした。

（市選挙管理委員会）

選挙事務室は市庁三階に

市議管では、今回の市長選挙と市議補欠選挙のために、市役所三階会議室に選挙事務室を開設します。

選挙に関する一切のことは、選挙事務室に照会して下さい。

（市選挙管理委員会）

立候補届は6月13日まで

六月八日から六月十三日まで、立候補の受付をすることになりますが、二人以上の方が届出のために参集された場合は、くじで受付の順位を決めることになっています

（市選挙管理委員会）

市長選挙と政治活動

政党とか、政治結社とか、宣伝活動を行なう場合は、選挙運動の一般の人が政治に対する関心を高めていく時期でありますので、こうした活動を行なうことは論じません。

しかし、現在の選挙法のもとで選挙が行われる場合に、この政党とかいうものは、本来、日常活動として、その政策の普及宣伝を行なって、党勢なり団体の拡成なりを拡張していくべきものであるべきであるとされているものであることは当然であるわけであります。

選挙法では、選挙運動の期間中と選挙当日に限って、一定の制限下で政治活動をすることができるとされている建前をとっております。

今回の市長選挙についてこれを簡単に列記してみますと次のとおりです。

一定の制限下に活動

一 一定の制限のもとで政治活動をすることができる政党、政治団体

二 所属候補者を有する政党、政治団体の様式による申請書に候補者の両署書その他必要書類を添えて、選挙管理委員会に提出すること。

三 所属候補者を有する政党、政治団体は一定の様式による申請書に候補者の両署書その他必要書類を添えて、選挙管理委員会に提出すること。

四 政談演説会、一回

▼政談演説会 一回

▼街頭政談演説 許可

▼自動車の使用 一台

▼ポスターの掲示 千

▼ビラの頒布 政談演説会場において

▼ラジオ演説 一回

五 街頭政談演説には、候補者は演説できない

六 自動車には市議管から交付される表示板を

ポスターは検印を受けなければならない

七 政治活動のための連呼行為は、停止した日

八 政治活動のために行なう政談演説会場における

九 政党、政治団体は、その機関紙、機関雑誌は、その市部で直接発行するものに限る

十 その概略電報を市議管に提出して、選挙の自由を害さないようにすることができる

十一 自動車に関しては、公正な記事を掲載することができる

十二 その概略電報を選挙事務所に提出して、連絡をとって、間違いのないようにしておきたい

（市選挙管理委員会）

市長選挙と政治活動

一定の制限下に活動

所属候補をもつ団体に限る

不在投票は八日から本庁で

投票日の当日、公務のため出張中であるとか、やむを得ない用務で旅行中である選挙は、告示の日から選挙の前の日（六月八日から六月十七日まで）までの間に不在選挙投票を行なうことができます。

不在者投票を取り扱う場所は、本庁の選挙事務室です。

（市選挙管理委員会）

投票所は昨年総選挙と同じ

市長選挙と市議補欠選挙の際の投票所は、昨年十一月二十日の総選挙の際と同様です。

投票時間は午前七時から午後六時まです。

（市選挙管理委員会）

市内移動者は旧住所の投票所で

昨年九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿は、その後市内移動をした者は、前の住所の投票所で投票することになりますから注意して下さい。

（市選挙管理委員会）

市長選挙の投票をおわってから市議補選に投票

★市議補選投票用紙は赤刷り

投票所における投票の順序は次のとおり決まりました。

1 入場券と引換えに、市長選挙の投票用紙（黒刷り）を受けとり市長候補のうちの一名の氏名を書いて投票箱に入れる。

※ 投票用紙に間違って候補者の氏名以外のことを書いたり、市長選挙の投票用紙に市議候補の氏名を書いて投票箱に入れる。

2 次に市議補欠選挙の投票用紙（赤刷り）を投票用紙交付係から貰って、これに市議候補のうちの一名の氏名を書いて投票箱に入れる。

※ 投票用紙に間違って候補者の氏名以外のことを書いたり、市長選挙の投票用紙に市議候補の氏名を書いたり、またこれと逆に書いたりすると無効になりますからよく注意して下さい。

（市選挙管理委員会）

選管委に海津氏

吉田委員は病気辞任

市選挙管理委員会委員の吉田宮三郎氏（小戸上組）は病気のため委員を辞任、後任として海津幸一氏（東急）が就任しました。

（市選挙管理委員会）

補充選挙人名簿を調製

該当者は6月13日までに申請ない者

市長選挙と市議補欠選挙のために、次のとおり補充選挙人名簿を調製しますから、該当する方は期間中に申請書を提出して下さい。

■期日・期間等

▽現在期日 六月八日

▽申請期間 六月八日から六月十三日まで

▽縦覧期間・異議申立期間六月十五日一日限り

■申請しなければならない者

1 昨年九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿に登載されていない者で、六月八日現在で次のいずれにも該当する者。

▽日本国民であること。

▽昭和十六年六月九日以前に生れた者であること。

▽本年三月八日以前から引続いて新津市に住所のある者であること。

▽禁治産者、選挙権停止中の者、その他欠格事由に該当しない者であること。

▽なった者を含む）

2 特別選挙権取得者

天災事変等やむをえない事情で、区長さんから取まとめて頂くよう依頼しておきます。

▽日本国民であること。

▽昭和十六年六月九日以前に生れた者であること。

（市選挙管理委員会）

■申請書の提出先

本庁＝選挙事務室

出張所＝出張所在勤の選管書記

※できるだけ便宜を図るべく、区長さんから取まとめて頂くよう依頼しておきます。

（市選挙管理委員会）

農耕用は据えおき 三輪以上は増額

三公社用にも課税

軽自動車税

市議会議員の補欠選挙は定められた選挙期日の少なくとも十日前に告示しなければなりません。

（公職選挙法第三十四条）

補欠選挙は本来議員定数の六分の一を超える欠員が生じたときに行なわねばなりませんが、六分の一を超える欠員を生じても当議員の任期が終ったときは行なわれません。

定数の三分の二に達した前六年月以内に生じた場合は、前の補欠選挙の日から六月十七日（三十四条第二項による）までの間に不在者投票を行なうことができます。

（同法第一三条第三項第四号による）

なお当選した議員の任期は現在の議員の任期の残任期間になります。

当選人は議員定数を除して得た数字の総数を除した値の数字の四分の一以上の得票で最多数を得た者から順に決めます。

（同法第九十五条による）

（議会事務局）

1/6以内の欠員は他の選挙のとき一緒に

市議補欠選挙

定数の三分の二に達しないときは行なわれません。

ただし、議員の補欠選挙については、議員数が六分の一以内の欠員で行なわれるときに限ります。（同法第一三条第三項第四号による）

なお当選した議員の任期は現在の議員の任期の残任期間になります。

当選人は議員定数を除して得た数字の総数を除した値の数字の四分の一以上の得票で最多数を得た者から順に決めます。

（同法第九十五条による）

（議会事務局）

市議補欠選挙

補充選挙人名簿を調製

三公社用にも課税

三輪以上は増額

農耕用は据えおき

軽自動車税について、次のように改正されました。

(1) 日本専売公社、日本電信電話公社が所有する軽自動車に限る。

(2) 軽自動車のうち、次の軽自動車は、課税されないこと。

(ア) 原動機付自転車

(イ) 農耕作業用のもの

(ウ) 身体障害者用の自動車

(エ) 被災者用の自動車

(オ) 消防用の自動車

(カ) 救護用の自動車

(キ) 国、地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会の所有する自動車

(ク) 専ら公用に供する自動車

(ケ) 専ら公用に供する自動車

(コ) 専ら公用に供する自動車

(サ) 専ら公用に供する自動車

(シ) 専ら公用に供する自動車

(ス) 専ら公用に供する自動車

(セ) 専ら公用に供する自動車

(ソ) 専ら公用に供する自動車

(タ) 専ら公用に供する自動車

(チ) 専ら公用に供する自動車

(ツ) 専ら公用に供する自動車

(テ) 専ら公用に供する自動車

(ト) 専ら公用に供する自動車

(ナ) 専ら公用に供する自動車

(ニ) 専ら公用に供する自動車

(ヌ) 専ら公用に供する自動車

(ネ) 専ら公用に供する自動車

(ノ) 専ら公用に供する自動車

(ハ) 専ら公用に供する自動車

(ヒ) 専ら公用に供する自動車

(フ) 専ら公用に供する自動車

(ヘ) 専ら公用に供する自動車

(ホ) 専ら公用に供する自動車

(マ) 専ら公用に供する自動車

(ミ) 専ら公用に供する自動車

(ム) 専ら公用に供する自動車

(メ) 専ら公用に供する自動車

(モ) 専ら公用に供する自動車

(ヤ) 専ら公用に供する自動車

(ユ) 専ら公用に供する自動車

(ヨ) 専ら公用に供する自動車

(ラ) 専ら公用に供する自動車

(リ) 専ら公用に供する自動車

(ル) 専ら公用に供する自動車

(レ) 専ら公用に供する自動車

(ロ) 専ら公用に供する自動車

(ワ) 専ら公用に供する自動車

(カ) 専ら公用に供する自動車

(ヨ) 専ら公用に供する自動車

(タ) 専ら公用に供する自動車

(レ) 専ら公用に供する自動車

(ソ) 専ら公用に供する自動車

(ツ) 専ら公用に供する自動車

(ネ) 専ら公用に供する自動車

(ナ) 専ら公用に供する自動車

(ラ) 専ら公用に供する自動車

(ム) 専ら公用に供する自動車

(ウ) 専ら公用に供する自動車

(ノ) 専ら公用に供する自動車

(オ) 専ら公用に供する自動車

(ク) 専ら公用に供する自動車

(ヤ) 専ら公用に供する自動車

(マ) 専ら公用に供する自動車

(ケ) 専ら公用に供する自動車

(フ) 専ら公用に供する自動車

(コ) 専ら公用に供する自動車

(ヘ) 専ら公用に供する自動車

(ス) 専ら公用に供する自動車

(ホ) 専ら公用に供する自動車

(ル) 専ら公用に供する自動車

(ミ) 専ら公用に供する自動車

(ト) 専ら公用に供する自動車

(ロ) 専ら公用に供する自動車

(ヒ) 専ら公用に供する自動車

(ワ